

行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害者支援体制加算

●行動障害支援体制加算

・行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと

加算要件		確認方法（提出書類）
1	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。	・研修修了証書の写し
2	研修修了者を配置している旨を公表している。	・公表していることがわかる書類、写真等
3	研修修了者が強度行動障害児者（※）に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。 ※区分3以上かつ行動障害関連項目が10点以上の者（障害児の場合、児基準が20点以上の者）	・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの

・行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記の行動障害支援体制加算（Ⅰ）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと

●要医療児者支援体制加算

・要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと

加算要件		確認方法（提出書類）
1	医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。	・研修修了証書の写し
2	研修修了者を配置している旨を公表している。	・公表していることがわかる書類、写真等
3	研修修了者が医療的ケア児者（※）に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。 ※スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者	・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの

・要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記要医療児者支援体制加算（Ⅰ）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと

●精神障害者支援体制加算

・精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から4までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件		確認方法（提出書類）
1	精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。	・研修終了証書の写し
2	研修修了者を配置している旨を公表している。	・公表していることがわかる書類、写真等

3	研修修了者が精神障害者又は精神に障害のある児童に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。	・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの
4	利用者が通院又は利用する病院等又は訪問看護事業所（療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしているもの）における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されている。	・利用者が通院又は利用する病院等又は訪問看護事業所における看護師等と連携する体制が構築されていることを示すもの（当該看護師等が同席した会議の記録等）

・精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記精神障害者支援体制加算（Ⅰ）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと

●高次脳機能障害者支援体制加算

・高次脳機能障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと

加算要件		確認方法（提出書類）
1	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置している。	・高次脳機能障害支援者養成に関する研修の修了証書の写し
2	研修修了者を配置している旨を公表している。	・公表していることが分かる書類、写真等
3	研修修了者が高次脳機能障害児者に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施している。	・左記の対象者に対して、現に指定計画相談支援を行っていることを示すもの

・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の要件1及び2のいずれの要件も満たすこと